

宮城県災害時小児周産期リエゾン運用計画 (素案)

(目的)

第1 この計画は、災害時に、小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、宮城県保健医療調整本部(以下「調整本部」という。)において、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う都道府県災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として、県により任命する災害時小児周産期リエゾン(以下「リエゾン」という。)の運用に関して必要な事項を定める。

なお、この計画に定めるもののほかは、「災害医療コーディネーター活動要領」及び「災害時小児周産期リエゾン活動要領」について(平成31年2月8日付け医政地発0208第2号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)の別添2災害時小児周産期リエゾン活動要領に定めるところによる。

(リエゾンの任命及び協定)

第2 知事は、平時から宮城県における小児・周産期医療提供体制に精通しており、専門的な研修を受け、災害対応を担う関係機関等と連携を構築している者をリエゾンとして任命するものとする。

2 知事は、前項による任命をしたときは、当該リエゾンに対して任命書(様式第●号)を交付するとともに、当該リエゾン及びリエゾン所属施設と「宮城県災害時小児周産期リエゾンの派遣に関する協定」を締結するものとする。

(招集基準)

第3 招集基準は次のとおりとする。

(1) 本県が被災した場合

医療政策課長(保健福祉部長)は、宮城県災害対策本部が設置され、かつ、災害医療コーディネーターとの協議を踏まえ、必要と判断した場合にリエゾンの招集を行う。

(2) 他県が被災し、支援等の要請があった場合

医療政策課長(保健福祉部長)は、被災県のリエゾン等を介して、搬送受入や診療に係る医療従事者の支援等の要請があった場合には、災害医療コーディネーターとの協議を踏まえ、必要と判断した場合にリエゾンの招集を行う。

(招集及び配置の方法)

第4 招集するリエゾンの優先順位は、医療政策課長(保健福祉部長)が別に定めるとおりとし、災害の規模、内容及びリエゾンの専門領域に応じて、複数のリエゾンを招集できるものとする。また、招集されなかった他のリエゾンに対して、リエゾンの招集に関する情報を周知する。

2 リエゾンの招集にあたっては、リエゾンの健康面に配慮し、計画的な交代制をとるものとする。

〈ポイント〉

「宮城県災害医療コーディネーター設置・運営要綱」及び「宮城DMAT運営要綱」を参考に作成

- 県は、リエゾンに対して任命書を交付する。
- 県は、リエゾン及びリエゾン所属施設とリエゾンの派遣に関する協定を締結する。
- 災害医療コーディネーターとの協議を踏まえて必要と判断した場合にリエゾンを招集する。

区分	順位	氏名	所属	職種
産科	1	菅原 準一	東北大学 東北メディカル・メガバンク機構	産婦人科医師
	2	星合 哲郎	東北大学病院	産婦人科医師
	3	竹中 尚美	東北公済病院	産婦人科医師
	4	佐藤 多代	仙台赤十字病院	産婦人科医師
	5	品野 明希子	東北大学病院	助産師
小児科・新生児科	1	村田 祐二	仙台市立病院	小児科医師
	2	埴田 卓志	東北大学病院	新生児科医師
	3	菅原 典子	東北大学病院	小児科医師
	4	小泉 沢	宮城県立こども病院	小児科医師

- リエゾンの優先順位は、別に定める。

優先順位(案)は、厚生労働省が実施する「災害時小児周産期リエゾン養成研修」の受講年度順としている。優先順位を決定する際は、関係者の方々と調整する。

（活動範囲）

第5 リエゾンの活動範囲は、主に次の2種類とする。

- （1）宮城県内の災害時における調整本部等での活動
- （2）宮城県外の災害時における医療政策課等での活動

（活動内容）

第6 リエゾンは原則、調整本部等で活動要領に定めるもののほか以下の活動を行う。

- （1）県が行う災害時小児・周産期医療対策に対する医療の専門的見地からの助言を行う。
- （2）日本産科婦人科学会大規模災害情報対策システム（以下「P E A C E」という。）や新生児医療連絡会の災害時連絡網等を活用して、医療機関の被災情報等について収集及び発信を行う。また、P E A C E等の情報が未入力又は更新されていない施設への調査及び代行入力を被災地基盤施設と連携して行う。
- （3）県内における妊産婦の搬送については、周産期救急搬送コーディネーター等と連携し、搬送調整を行う。
- （4）避難所における妊婦、乳幼児への情報提供や避難所の評価を行う。
- （5）その他災害時における適切な小児周産期医療体制の確保に関し必要な助言及び調整を行う。

（費用負担）

第7 リエゾン所属施設の長は、宮城県と締結する「宮城県災害時小児周産期リエゾンの派遣に関する協定」に基づき、医療政策課長等の要請により行ったリエゾンの派遣に要した費用を様式第●号により県に請求することができる。

（平時における活動）

第8 リエゾンは、平時においては、災害時の小児周産期医療体制が適切に構築されるよう、県などに対し必要な助言を行うものとする。

（その他）

第9 この計画に定めるもののほか、リエゾンの運用に関して必要な事項については、医療政策課長がリエゾン所属施設の長等と協議の上、別途定める。

附則

この計画は、令和●年●月●日から運用する。

■ リエゾンの活動場所は、宮城県保健医療調整本部又はリエゾン所属施設を想定。

■ リエゾンは、各システムを活用して情報収集及び発信する。

■ 妊産婦の搬送は、周産期救急搬送コーディネーターと連携し、搬送調整を行う。

■ （参考）活動要領に定める活動内容 ※活動要領P 6～9

（1）組織体制の構築に係る業務

（2）被災情報等の収集、分析、対応策の立案に係る業務

（3）保健医療活動チームの派遣等の人的支援及び物的支援の調整に係る業務

（4）患者等の搬送の調整に係る業務

（5）記録の作成及び保存並びに共有に係る業務

■ 県は、協定に基づき費用を負担する。

■ リエゾンは、平時においても県に対して必要な助言を行う。

※ 任命書及び協定書等についても、「宮城DMA T運営要綱」を参考に今後作成する。

※ 本計画以外に、運用マニュアル（組織体制図、連絡先リスト等）を別途作成予定。